

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 7 9 号
平 成 3 1 年 3 月 1 5 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

特定回収困難債権の買取りに関する預金保険機構との合意書の締結について
預金保険法（昭和46年法律第34号、以下「法」という。）の一部改正に伴い、法第101条の2に定める特定回収困難債権の買取りに関して預金保険機構（以下「機構」という。）及び警察庁との間で、機構が警察庁に対して行う照会要領について下記のとおり合意したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、下記運用要領については、別添1の合意書のとおり、機構と協議済みであり、また、別添2のとおり、機構が定めた「特定回収困難債権の買取りに係るガイドライン」が示されているので申し添える。

記

1 特定回収困難債権の買取り制度の概要

法の一部改正に伴い、機構は特定回収困難債権（暴力団員等が債務者又は保証人となっている債権等金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれのある特段の事情がある債権）の買取・回収を行うことが可能となり、各金融機関から機構に買取申請があった場合、機構は買取・回収を実施し、金融システムの全体の安定化を図ることとしたものである。

2 照会の対象

機構が警察庁に行う対象者（以下「暴力団員等」という。）は次のとおりである。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営を支配していると認められる関係を有する者
- (5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (6) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団又は暴力団員を利用したと認められる関係を有する者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (8) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 合意書の要旨

機構の担当部長（以下「機構担当部長」とう。）は金融機関から申請があった債権の債務者又は保証人（以下「債務者等」という。）について、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の長（以下「暴力団対策課長」という。）に対し照会し、暴力団対策課長は、当該債務者等に関する暴力団員等の該当性について、当該機構担当部長に回答することとする。

4 各都道府県警察の対応

上記照会に関して、警察庁から各都道府県警察に対して暴力団員等に関する該当性について照会があった場合、的確に対応すること。

5 警察庁への報告

各都道府県警察は、特定回収困難債権の債務者等が暴力団員等であることを確認した場合は、速やかに警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課に報告すること。

6 保護対策の徹底

特定回収困難債権の買取りに関して、これに反発する者による関係者に対する危害が生じる可能性もあることから、必要に応じ、金融機関及び機構の担当者等について、保護対策実施要綱（平成6年8月24日付け警察庁丙暴暴一発第17号）に基づく迅速かつ適切な保護措置を講じること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成23年11月1日

（有効期間：平成31年3月31日）

別添（略）